

# 野洲市入札参加資格審査申請手続き（測量及びコンサルタント等用）について

野洲市役所 総務部 総務課

平成 31 年度に野洲市が発注する測量及びコンサルタント業務等に係る入札に参加を希望される方の資格審査申請の受付を行いますので、希望者は下記に基づき申請書を提出してください。

## 記

### 1. 入札参加申請者の資格

入札参加申請のできる者は、平成 31 年 2 月 1 日現在、次の要件を具備していること。

- ① 成年被後見人並びに被保佐人、被補助人及び未成年者のうち契約締結のために必要な同意（許可）を得ていない者でないこと、また、破産者でその復権を得ない者でないこと。
- ② 経営状態が健全であり、税等を滞納していない者であること。
- ③ 入札参加を希望する業種により、以下の要件を満たす者であること。
  - (7) 測量を希望する者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定により登録を受けた者であること。
  - (イ) 建設コンサルタントを希望する者は、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項により登録を受けた者であること。
  - (ロ) 地質調査を希望する者は、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項により登録を受けた者であること。
  - (エ) 補償コンサルタントを希望する者は、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項により登録を受けた者であること。
  - (オ) 建築一般、意匠、構造、建築積算、工事監理（建築）、耐震診断を希望する者は、建築士法（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 23 条第 1 項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - (カ) 上記記載以外を希望する者は、当該業務を業としていること。ただし、当該業務に関し法律の規定に基づき営業に関する登録が必要とされるものにあつては、当該登録を受けていること。

### 2. 申請書受付期間

**追加登録を希望する全ての者**

**平成 31 年 2 月 25 日(月)・27 日(水)の 2 日間**

- ※ 受付時間は 9:00～11:30、13:30～15:30 です。（11:30～13:30 は受付をしません。）
- ※ 指定日以外は受付をしません。
- ※ 受付時、混み合う場合がありますが、ご了承ください。

### 3. 用語

- ① 市内 : 野洲市に本店を有し、野洲市（本店）で登録をするもの
- ② 準市内 : 野洲市外に本店を有し、支店、営業所等を野洲市内に有し、野洲市（野洲市内の支店、営業所等）で登録をするもの  
※ 後日の実態調査において、支店及び営業所等に技術者が勤務していない等、事務所としての機能が認められない場合は、登録事務所の変更又は取り消しを行う場合があります。
- ③ 県内 : 野洲市以外の滋賀県内に本店を有し、県内（本店）で登録をするもの
- ④ 準県内 : 滋賀県外に本店を有し、支店、営業所等を野洲市以外の滋賀県内に有し、県内（滋賀県内の支店、営業所等）で登録をするもの
- ⑤ 県外 : 滋賀県外に本店を有し、県外（滋賀県外の本店・支店、営業所等）で登録をするもの

### 4. 有効期間

平成 31 年度の 1 年間

### 5. 提出方法

提出書類は、A4版クリアファイルに提出書類番号順に挟み提出すること。

※ 提出は持参に限ります。郵送による受付は一切受け付けません。

### 6. 参加を希望する業種

参加を希望する業務については、別表第 1 に掲げる希望業務内容コードを参照にコード番号を記入してください。

### 7. 提出書類（各 1 部）

指定様式については、野洲市のホームページからダウンロードして下さい。

- ① 野洲市入札参加資格審査申請書（市指定様式第 2 号の 1）
- ② 経営規模等総括表（市指定様式第 2 号の 2）
- ③ 過去 2 年間の測量等実績調書（市指定様式第 2 号の 3 ※任意様式可）  
（受任により申請の場合は、支店、営業所等の測量等の実績を確認します。）
- ④ 技術者経歴書（市指定様式第 2 号の 4 ※データ反映のため任意様式不可。なお、「県外」で申請を希望される場合のみ任意様式可能としますが、システム上資格別に最低 1 名の入力が必要）
- ⑤ 登録証明書写し（申請日において発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- ⑥ 現況報告書写し（土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合は必要）申請日において最新で有効なもの。

⑦ **完納証明書** (写し可、申請日において発行日から3ヵ月以内のもの)

市内・準市内登録 希望者 (支店・営業所含 む)	法人	1. 法人税、消費税及び地方消費税「国税」 ※(税務署発行の納税証明書その3の3) 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの 3. 「市税に未納がないこと」を証するもの 4. 代表者(受任により申請の場合は受任者)個人の「市税に未納がないこと」を証するもの
	個人	1. 所得税、消費税及び地方消費税「国税」 ※(税務署発行の納税証明書その3の2) 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの 3. 代表者(受任により申請の場合は受任者)個人の「市税に未納がないこと」を証するもの
上記以外 ※市外業者は 「市税」の提出 は不要	法人	1. 法人税、消費税及び地方消費税「国税」 ※(税務署発行の納税証明書その3の3) 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
	個人	1. 所得税、消費税及び地方消費税「国税」 ※(税務署発行の納税証明書その3の2) 2. 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

※ 証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書の提出で可とする。

※ 本店から申請の場合は本店分、営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書を提出すること(本店分は不要)。ただし、営業所等が納税義務者でない場合、本店分の提出で可とする。

※ 消費税及び地方消費税が非課税の事業者は非課税証明書を提出すること。

⑧ **登記事項証明(商業登記簿謄本)**(法人)又は**身分(身元)証明書**(個人)(写し可、申請日において発行日から3ヵ月以内のもの)

⑨ **営業所一覧表**(受任により申請の場合:任意様式)

⑩ **委任状**(共通様式1号(任意様式可))

⑪ **使用印鑑届**(共通様式2号(任意様式可))

⑫ **印鑑証明書**(写し可、申請日において発行日から3ヵ月以内のもの)

⑬ **I S O規格の登録証の写し**(認証取得のある場合のみ)

⑭ **誓約書**(野洲市暴力団排除条例関連、代表者印(実印)を押印)

⑮ **会社役員名簿**(会社役員情報等を記載すること。(任意様式不可))

⑯ **受理証**(市指定様式第2号の5)

⑰ **データディスク**(CD-RW)

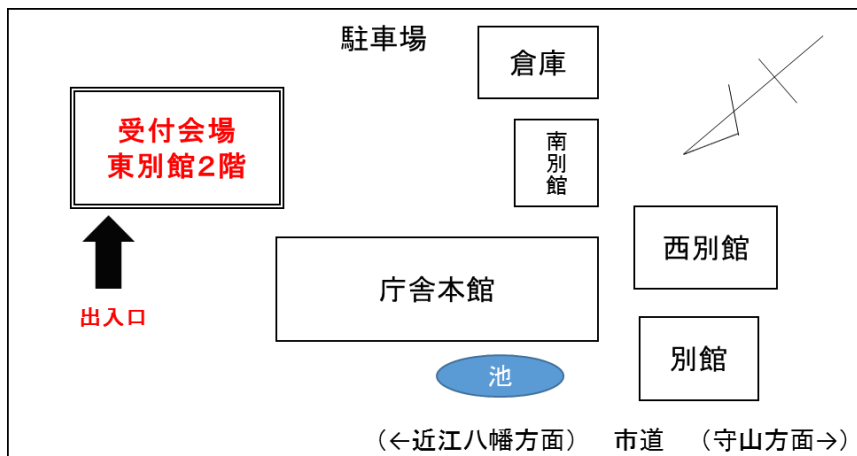
申請書等のデータ「sokuryouteishutu.xls」を保存したもの。(窓口受付時に修正可能なCD-RWとしていますが、再提出を了承される場合はCD-Rでも可)

※ 他の媒体(USBメモリ等)は不可

## 8. 受付場所

野洲市役所庁舎東別館2階 受付会場

※ 会場が変更となる場合があることから、市ホームページにおいて最新情報を必ず確認すること。



## 9. 問い合わせ

野洲市役所 総務部 総務課 契約管財担当

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 本館 2 階

TEL : 077-587-6038 (直通)

FAX : 077-587-4033

メール : soumu@city.yasu.lg.jp

以上

別表第1 希望業務内容コード表

業種区分	業 務 内 容		コード 番号
測 量	測量一般		01
	地図の調整		02
	航空測量		03
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般		04
	意匠		05
	構造		06
	冷暖房		07
	衛生		08
	電気		09
	建築積算		10
	機械積算		11
	電気積算		12
	工事監理（建築）		13
	工事監理（電気）		14
	工事監理（機械）		15
	調査		16
	耐震診断		17
地区計画及び地域計画		18	
土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川・砂防および海岸	19
		港湾及び空港	20
		電力土木	21
		道路	22
		鉄道	23
		上水道および工業用水	24
		下水道	25
		農業土木	26
		森林土木	27
		水産土木	28
		造園	29
		都市計画および地方計画	30

業種区分	業 務 内 容		コード 番号
土木関係建設 コンサル タ ン ト	建設 コン サル タ ン ト	地質	31
		土質および基礎	32
		鋼構造およびコンクリート	33
		トンネル	34
		施工計画・施工設備及び積算	35
		建設環境	36
		建設機械	37
		電気・電子	38
	<del>交通量調査</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>39</del>
	<del>環境調査</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>40</del>
	<del>経済調査</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>41</del>
	<del>分析・解拆</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>42</del>
	宅地造成		43
	<del>電算関係</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>44</del>
	<del>計算業務</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>45</del>
	<del>資料等整理</del> （物品供給及び役務提供で登録願います）		<del>46</del>
	施工管理		47
地質調査			48
補償 コン サル タ ン ト	補償 コン サル タ ン ト	土地調査	49
		土地評価	50
		物件	51
		機械工作物	52
		営業補償・特殊補償	53
		事業損失	54
		補償関連	55
	不動産鑑定		56
登記手続き等		57	